

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和8年4月1日

京都市長 松井 孝治

## 1 建築協定書の概要

### (1) 建築協定の名称

京都市東山区常盤町5・6・7組地区建築協定

### (2) 申請者の氏名

小森 敦子

### (3) 建築協定区域

京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町482番19ほか 計20筆

### (4) 建築協定区域隣接地

京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町482番17ほか 計17筆

### (5) 建築協定の事項

建築物の用途

### (6) 建築協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等の文書による廃止申立てが委員会に提出されない限り、更に5年間延長するものとする。）

## 2 縦覧期間及び縦覧場所

### (1) 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から同月21日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

### (2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

## 3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和8年4月22日（水）午後1時から午後2時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎第6会議室（分庁舎4階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 藤村 知則

（都市計画局建築指導部建築指導課）